

目次

1. こうみんかん利用していますか？
2. 平成18年度主催事業予定
3. 「市民本位の公民館を目指して」
4. 公民館の事業案内
6. サークル紹介等

編集・発行

福生市公民館

〒197-0011

福生市大字福生2455

☎ 552-1711

FAX 530-2511

公民館松林分館

〒197-0013

福生市武蔵野台1-15-1

☎ 552-3624

FAX 530-2512

公民館白梅分館

〒197-0003

福生市大字熊川559-1

☎ 553-3454

FAX 530-2513



公民館での学びから、仲間づくり、生きがいづくりを

こうみんかん 利用していますか？

一年間でおよそ13万人（本館・分館をあわせた延べ利用者数）の市民の方が公民館を利用されていますが、まだ公民館を利用したことのない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。公民館の利用について紹介します。

公民館はこんなところ

- ・公民館は社会教育法に基づいて設置された学習文化施設で教育機関です。
- ・公民館では各種の教室や講座などの主催事業の開催や、サークル活動などへの会場の提供、町会やPTA 活動をサポートするために備品の貸し出しを行っています。

公民館の講座

- ・年間を通して講座や教室、講演会など数多くの事業を行っています。
- ・公民館主催事業の参加費は、交通費・材料費などの他は原則的に無料です。

公民館を使うときには

- ・公民館本館には、集会用の部屋のほか調理室や音楽室、美術室、視聴覚室といった専門の部屋が、両分館には集会用の部屋が用意されています。
- ・各公民館は、サークル活動・町会・PTA 活動等、社会教育法の公民館の目的に沿う活動には無料で使用できます。
（特定の政治宗教活動やもっぱら営利を目的とした活動は利用することはできません。）
- ・利用申込みは、利用したい日の前の月の1日から前日まで受け付けています。
各公民館の窓口へ直接申し込みをして下さい。